

第51回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2011年12月27日(火) 10:30～11:30
2. 場 所 中央合同庁舎4号館10階 1015会議室
3. 出席者 原子力委員会  
近藤委員長、鈴木委員長代理、秋庭委員、大庭委員、尾本委員  
福島大学  
清水副学長  
内閣府  
中村参事官

4. 議 題

- (1) 福島とチェルノブイリ：差異と教訓（福島大学理事・副学長 清水修二氏）  
(2) その他

5. 配付資料

- ( 1 ) 福島とチェルノブイリ：差異と教訓（清水修二氏資料）  
( 2 ) 第42回原子力委員会定例会議議事録

6. 審議事項

（近藤委員長）おはようございます。第51回の原子力委員会定例会議を開催させていただきます。

本日の議題は2つ、1つは福島とチェルノブイリという演題で、福島大学の清水先生にお話を伺います。2つ目がその他でございます。よろしゅうございますか。

それでは、最初の議題でございますが、ただ今申し上げましたように、福島大学の清水先生に「福島とチェルノブイリ：差異と教訓」と題してお話をいただきます。福島県の皆様には、福島第一原子力発電所事故により大変なご迷惑をおかけしていますこと、原子力利用に関する施策を決定する責を負うものとして大変申しわけなく存じている次第でございます。

福島大学副学長であられる先生におかれましては、このこともあって多忙を極めておられるにもかかわらず、本日までご出席賜りましたこと、大変ありがたく、心から感謝申し上げます。きょうは議題が1つですので、2、30分お話いただいた後に質疑をお願いできればと考えています。よろしくお願いいたします。

(清水副学長) 福島大学の清水です。私は財政学の専攻で原子力発電と財政の問題を扱ってまいりました。1時間ぐらしゃべるつもりでおったんですが、短いようですから、はしりながらお話をいたします。

最初に、これはもう既にご承知のことですけれども、福島の状態を幾つかデータでもって紹介したいと思って用意しました。最初のところは避難者の状況で15万人が避難しているという状況です。

それから、次のページは県外への避難者ということで、11月の半ば現在で6万人が避難している。ただ、福島県の人口は200万人おりますので、6万人といいましても3%、97%は別に県外へ出ているわけではないということを認識していただきたいと思います。

それから、次のページは年齢別の社会動態ということで、これは3月から9月までの福島県に入ってきた人、出ていった人のデータです。青字が昨年、赤字が今年ということになっておりますけれども、ごらんとおり子供、それからその子供の親の世代が著しく例年と比べて県外に出ているということがわかります。子供を連れて母親が出るというケースが典型的です。こういう事態が1年間で済む保障もないということでありまして、福島県の将来はどうなるのかということが大変懸念されております。

次のページの帰還の意志、年代別というのは、これは福島大学の災害復興研究所のアンケート調査の結果で既に報道されております。私はこの研究所の所長ですけれども、これで見ますと、34歳以下の若い年齢層でほかの人が戻っても自分は戻る気がないというものが半数に近いということでありまして、戻れるというふうになったとしても自分から進んで戻る気はないというのが若い層で多いということが非常に問題でありまして、仮に農業ができるようになったとしても、後継ぎが戻らないということが十分に考えられるわけでありまして、そういう場合に除染にどれだけのコストをかけるのかということが恐らくは議論になるであろうと思われまます。

そこで、我々がチェルノブイリに行った目的ですけれども、6ページにありますように、こういったことを知りたかったということでありまして、7ページが調査団のメンバーです。これは福島県が派遣した調査団であると誤解している人がいるんですけども、そうではあ

りませんで、私が声をかけてこれだけの人が集まったということです。研究者が15人、約半数ですね。自治体では県から2人、川内村の村長、それから地方議員や南相馬市の職員、あと協同組合関係で生協、農協、森林組合といったような人たち、それに報道関係者が同行したということでありまして、訪問先は8ページに示したものであります。ベラルーシとウクライナの主として政府関係機関、緊急事態省を中心にしていろんな専門家の話を聞くということで研究所、病院、それからウクライナでは原発の現地等を訪問して、最後に市民団体との交流を行ったということです。私は、実は20年前、事故の5年度に一度行ったことがあります、これが2度目になります。

9ページは、これは説明するまでもありませんが、汚染の状況を示したもので、福島原発の場合には10キロオーダーの線ですが、向こうでは100キロオーダーになっているということで、200キロぐらい離れたところでも居住不能になっているような地域が広がっているということを表しておきまして、レベル7と言われておりますけれども、事故の規模、汚染の規模はやはりけた違いのものがあつたということがわかりました。逆に言えば、チェルノブイリ級の事故が本当に福島で起こっていれば、風向き次第では首都圏が居住できないような事態になっていた可能性があるということでありまして、今度の事故の評価はそういう可能性も含めてしなければ正しくないと思っております。

次の10ページは、これは皆さんもいらっしゃっていると思っておりますけれども、右を見ても左を見ても大平原でありまして、これはミンスクからゴメリに移動する途中のバスから撮った写真であります。山というものは見えないですね。それで、大平原に木が生えていけば、それが森であるということでありまして、農地あるいは山林の形態が向こうと日本、特に福島県あたりとは全く違うということが重要な差異であると思っております。

11ページは、ベラルーシの農地の汚染状態を示す地図でありまして、一番濃いところは4分の3以上がもう汚染されてしまったということでありまして、国土の約半分が多かれ少なかれ汚染にさらされたということを示しているわけです。

次の12ページ、これは同じくベラルーシの穀物とミルクのセシウムが規制値を超えている生産高ですね。つくってしまったということになるかと思っておりますけれども、ミルクについて言えば、1986年、事故はこの年の4月26日に起こっているわけですがけれども、50万トン以上が生産されたと。穀物については、初年度は4月の下旬に事故が起こりましたからそれ以降ということになりますけれども、30万トンぐらいです。1990年、事故の4年後にはほぼ解決したという言われ方をされておりますけれども、4年で何とか言ったと言うべ

きか、4年かかったと言うべきか、そこの評価は両方あると思います。

次の13ページは、ミルクでありまして、settlementsというのは集落と訳せばいいと思いますけれども、1997年、事故の11年後からほぼ今日に至るまでpersonal farmsteadsと書いてありますので、集団農場じゃなくて個人農場で規制値を超えたミルクの生産をした集落の数ということでありまして、600に近かったのが今これだけ減ったということです。これは線量が自然に減った部分と努力して減らした部分と両方あると思います。

そこで、農地の除染についてでありますけれども、農地の表土の除去を行わないというのが方針だということで、一時実施したけれども、これはやるべきではなかったという総括をしているということであります。それは、1つは土壌の処分問題ですね。とにかく広大なものですから、非常に大量の汚染土壌が発生する。処分ができないということ。それから、農地が肥沃ではありませんで、表層を2、3センチ削っただけでも非常に農地としては価値が下がってしまうということで、結局表土の除去というものは行わない。だから農業は放棄したのかというと、必ずしもそうではありませんで、汚染した土地でいかに農業するかということに関していろいろと努力をしておられるというわけです。基本的なところは、地図を作成するという作業でありまして、メッシュをつくって細かい汚染の地図をつくと。ただ、細かいといいましても、平均11ヘクタールといいますから、日本とはやはりスケールが違うわけです。それぞれの区画ごとにどういう核種がどのぐらい存在しているかということ調査して、それから土壌の質も調査するというので、その状況に見合った作目を選んでつくるというのが基本的な対応の方法です。

15ページは、これはロシア共和国ですが、ブリャンスクというところのある地域の森林の汚染地図で、ここに四角く区画をつくっておりますけれども、詳細に汚染の状況を測定した上で、そこで森林をどう利用するかということになります。

次の16ページを見ますと、この地域に関して、同じ地区ではないですかね。ちょっと形が違いますかね。キノコです。キノコはかなり汚染が高いということで、今でも食べられないものが多いようですけれども、同じキノコでも種類によって随分違うわけです。移行係数というものが異なっております、したがって、この地図をつくった上で、この地区のこの辺のこのキノコであれば食べられるとか、そういうことになるわけであります。こういう細かい調査をした上で、あるいは作目ごとのいろんな移行係数を細かく見た上で食べられるものを食べる。だから、森林の除染というものについては、これはもうできないという前提に

なっておりますので、そういう形で対処しながら、あとは放射線の量が下がるのを待つというのが基本的な農業の対処の仕方ということになろうかと思えます。

次の写真は石棺の写真であります。やぐらを組んでおりまして、これは20年前にはなかったものですが、補修しているように思います。これがだんだん傷んでくる。20年前に行ったときには、内部の温度は大体100度だと言われました。しかし、今回聞いてみましたら37度まで下がっているということです。ただ、ほこりがまだ出るということで補修しなければいけない状態だという話でした。

次の18ページは新しい石棺、石棺とは呼ばないかもしれませんが、要するに外国の技術と資金を動員してこういうものを組み立てて、すっばり今の石棺を覆うことになるわけです。これができ上がってから内部の古い石棺を解体して処理するということになります。

19ページは、これは4号炉の内部の模型ということになりますが、こういうものを見せられました。これは圧力容器の中を見られるように切った状態になっていると思います。上にあるひも状のものが燃料棒ということになると思いますけれども、近藤先生、こういうふうに浮き上がった状態になっているという意味なんではなかろうか、これは。

(近藤委員長) それは燃料棒を入れていた圧力管ですが、そうですね。

(清水副学長) 中におさまっているのではないので、ちょっとこれは驚きましたけれどもね。

こんなふうになるというのは、下のほうでかなり大きな爆発が起きないとうならないので、ちょっと私は、そこまで余り突っ込んで聞かなかったんです。それで、この4号炉の廃炉をどうするんだということについて質問してみたんですけれども、どうも見通しがいいようでありまして、この新しいドーム状の覆いをつくった後で解体するというんだけれども、この処理の仕方はどうなんだと質問してみると、この新しい石棺は100年耐用年数があるから、100年のうちには方法が見つかるだろうという非常に悠長な回答しか得られなかったんです。

それから、1、2、3号炉ですけれども、これは20年前に私が行ったときには1、2、3と稼動しておりまして、事故から5年後なんですけれども、動いておりまして、1991年の9月です。その後しばらくして、2号機で火災が起こってもう廃炉だという話になった後、1、3が動いておりまして、2000年に3号が最終的にとまったんですね。その1、2、3のほうの使用済み燃料の燃料プールからの運び出しがまだ完了していないようでありまして、だからそっちのほうも3号機がとまってから11年たっているんですけれども、まだそこまで行っていない。いろいろ質問してみたんですけれども、当初7,000人働いて

いた労働者が今は3,500人。でも、3,500人が働いているということですよね。それで、失業を心配しているような、そういう気配がありまして、だから廃炉作業をのんびりやっているのかもしれないという邪推をしたくなるような、大陸的な感覚といたしますか、自然の減衰を待つというような雰囲気はかなり感じられました。

次の20ページ、これはチェルノブイリの民家の内部でありまして、非常に著しく破壊されております。これは人為的に破壊されているわけでありまして、その理由がよくわかりませんが、どうも空き巣が入って、金属という金属をかつばらっていくようでありまして、それがこういうことになるのかなど。それにしてもちょっと破壊の状態が極端ですが、日本の場合、今は警戒区域になっているところの家屋がどうなのかというのは心配なところであります。湿気が多い木造の家ですから、かなり早く傷むのではないかとということが心配されます。

21ページ、これはベラルーシの汚染地域に住んでいる人の数と集落の数の推移でありまして、1992年、事故の6年後から4年ごとにゾーニングの見直しをしております。92年現在で185万人が住んでいた。これが114万人にまで減りました。集落の数も3,500から2,400まで減ったということです。これは住民が出ていっているわけではなくて、汚染地域そのものが縮小しているということの結果だと思えます。ベラルーシだけでまだ114万人が汚染地域に住んでいるということをお知らせしているわけです。

次のページ、22ページですけれども、これはチェルノブイリにいつごろできたんでしょうか、モニュメントでありまして、消滅した集落あるいは村落といたしますか、町、自治体の名前が墓標のように連なっております。私どもは、地方自治体はどうなるのかということに関心があったものですから、住民が移住した場合の村はどうなんだと質問してみたら、それはなくなりますと言われました。日本の場合には、例えば大熊町が会津若松のほうに役場が移転して、住民も分散しておりますけれども、依然として大熊町の住民であることは変わらないわけです。住民登録はそこにあり、自治体のサービスを継続して受ける建前になるわけですけれども、向こうではそうはなっていないようでありまして、つまり日本にあるような地方自治のシステムが向こうには存在していないということでもあります。事故の起こった当時は社会主義だし、ベラルーシはいまだにやっぱり社会主義のシステムが濃厚にありまして、随分日本とは状況が違うということがわかってきました。

23ページですけれども、基本的に日本と違うのは土地が国有であるということであって、住民は国有地から国有地に移るだけです。政府は土地、住宅、仕事を移住した先で手当をす

るということになります。日本の場合には土地が私有地でありますので、自分の土地を置いてとりあえず避難という形にならざるを得ない。避難先で仕事を自分で探さなければいけないというようなことでありまして、そこが基本的に違うということです。

自治体についても先ほど言ったとおりでありまして、とりあえずはなくなると。復活することはあるんじゃないかと思いますが、まとまって移住して、まとまって戻ったというケースはいまだにないという説明でありました。

それから、住宅の除染に関しましては、政府のまとめたレポートに、除染（decontaminationと書いてありますけれども）、除染によって生じた個人の資産の損失は国が補償すると書いてありました。除染で個人の資産が損なわれるというのはどういうことかということを確認したんですが、要するに壊して埋めるんだと。壊すというのは、前に行ったときにも質問して聞いたんですが、要するに家が残っていると住民が戻ってきってしまうということが1つの理由だということです。

では、なぜ埋めるんだということについては、火災を懸念していると。火事が起こって汚染が広がることを警戒するということだと思います。住宅の屋根は汚染が高いので、まとめて埋めるという話でしたので、埋める場所でもめることはないのかと聞きましたら、それはだれも住んでいない国有地だからもめることはないと言われました。これも日本とは随分違うわけです。日本では住宅が、向こうでも住宅そのものは私有財産のようですけども、向こうは住宅も含めて国が手当をするということです。かなり単純といいますか、除染に関してはやり方が日本ほどデリケートではないということはおわかりました。

24ページ、これは汚染地帯のゾーニングでありまして、これはベラルーシのものです。5つに分けておりまして、一番下は現場から一番近いところでExclusionになっておりまして、立ち入り禁止になっております。これは線量の多寡にかかわらず立ち入り禁止になっております。それから、2番目でPrimary resettlementですね。これは第一次移住地区と言いますが、その外側がSubsequent resettlementですね、第二次移住圏。これはover 5、5というのは年間のミリシーベルトでありまして、年5 m S vを超えるところは基本的に居住できないということになっております。その上にright to resettleというのがありまして、これは移住する権利を有するということです。移住に伴っていろいろと国の手当がありますので、移住したければ移住してもよろしいと。それなりに国が面倒を見るという意味での権利ということになります。これが1から5 m S vということになっていまして、その外側ですね。定期的な放射線管理の必要な地域ということになって、1 m S v未満。だから、上の

2つのゾーンに人が住んでいるということになるわけですが、95%が一番上のゾーンです。1 mSv未満のところに住んでいるようでありまして、1から5のところに住んでいるのは5%にとどまるということになります。

注意しなければいけないのは、その右のほうにセシウム以外にストロンチウム、プルトニウムが基準として挙げられているということでありまして、これは日本の場合にはストロンチウム、プルトニウムは、地上にはほとんど降っていない。あるけれども、ほとんど無視していいぐらいの微量であると言われておりまして、私もそれは信じておるわけですが、チェルノブイリの事故の場合にはストロンチウムやプルトニウムが相当出ているということで、日本とは事情が違うようであります。

あと、欄外に書きました避難の基準ですけれども、これは事故当時は100 mSvという基準が設けられて、翌年に30 mSvまで下げて、翌年にさらに25 mSvまで下げたと。今は上の表にありますように、相当低い基準でやっているわけですが、当時はこういう状態だったということになります。ですから、日本は20 mSvからスタートしておりますので、チェルノブイリのケースと比べればかなり厳しいところから始まっているということが確認できるわけです。

それから、次の25ページです。1  $\mu$  S/hで戻れますかと。これは川内村の村長がベラルーシの政府に行ったときにずばり質問してみたものです。それに対する回答は、空間線量は参考になりませんと。あくまで被ばく線量の問題だということで、リスクの97%は内部被ばくだと。しかも内部被ばくの97%（あるいは別のところでは70という数字が出たんですが）は食物経由であると。したがって被ばく線量はコントロールできるという話で、このとおりであれば非常に対処はしやすいということで、ほっとする材料ではあるんですが、この97%というのは余りにも高過ぎるんです。

次のページで、これは11月17日の朝日新聞に載った図を引っ張ってきましたけれども、世界平均、日本平均で内部・外部被ばくほどのぐらいの割合なのかと。これは自然放射線ということになりますけれども、世界平均と日本平均を比べて、まず0.9 mSvぐらい世界平均のほうが高いんですね。それから、内部・外部で見ると、日本は外部被ばくのほうが大きい。内部被ばくでラドンの吸引量が少ないということだと思います。相対的には食物から入ってくる内部被ばくのほうが日本の場合には大きいということが確認できます。それにしても95%というのは極端です。

1つ考えられるのは、先ほども言いましたようにプルトニウムとかストロンチウムが結構

あって、これは内部被ばくのリスクが非常に高いということで、特に内部被ばくに慎重になっているということは考えられます。この辺はもっと確認しなければいけないと思っております。

27ページはコマリン村というベラルーシの汚染地域にある村、これは大現場から30キロぐらいですけれども、そこの学校に行きました。ベラルーシでは50カ所に情報センターというものを設けておるようでありまして、ここの村では学校が情報センターになっている。このおばあさんがセンター長になっている農家の人ですけれども、この人が要するに線量の測定の指導をして、学校自体が副読本を持っておりまして、授業の中で放射線の教育をやっておりまして、原子力発電の教育じゃなくて放射線の教育ですけれども、それでもって子供が食べ物はこのぐらいまで抑えなければいけないというようなことを教育されるわけです。そして、ここではかっているのは子供たちの自宅の食材です。自宅で食べている食材をはかって確認する。だめなものはだめ、いけるものはこのぐらいだったらということで親に伝えようというのがここでのやり方で、これは非常に有効な方法だと私は思いました。

この円筒形の機器が幾らぐらいの値段なのかということちょっと気になるころでありまして、どうも福島市が購入したものが100数十万円かかっている、ちょっと高いんじゃないかと思うので、これは福島市のすべての学校に入れてくれと私、市長に進言したんですが、もっと安い値段でないとあれかなと思います。

それで、こういった内部被ばくの管理を徹底することによって、ここに書きましたように、事故の5年後には1 mSvを達成したと。5年かかったと言わなければならないけれども、子供についてはほとんど無視できるぐらいのところまで管理ができていたという説明でした。

28ページですが、情報、避難に関しましては、チェルノブイリの事故の場合にプリピャチからの避難が非常に大規模に行われたということで、確かに避難が始まってから3時間で終わったということでありまして、日本みたいに自家用車でてんでに逃げていくということではなくて、大型バスで秩序整然と避難したということが言われておりますけれども、しかし、避難の始まったのは事故の36時間後であったということで、現場から3、4キロのところのプリピャチですけれども、普通にその間、住民は被ばくしながら生活をしていたということです。

情報については、私が前に行ったのはゴメリ州のベトカという村、住めない状況になっておりますけれども、その汚染の状況を知らされたのは事故から2年たった後であったと聞きました。だから、きちっとした汚染地図を公表されたのは2年後であったということのよう

でありまして、日本でもいろいろとデータがきちっと迅速に公開されなかったというようなことを言われていますけれども、これはしかし、全然チェルノブイリの場合と比較にはならないということは言えると思います。日本はとにかく建屋の爆発をほとんどリアルタイムでテレビで見ていたわけですから、そこが違うと。日本の事故とチェルノブイリの事故はどう違うかと質問してみましたら、これは向こうのお医者さんの回答ですけれども、避難が早かったということと、ヨウ素の摂取量が食生活の違いから日本人の場合には多いので、恐らくはチェルノブイリで起こったような子供の甲状腺がんが多発するという事態は余り心配しなくてもいいのではないかというのが向こうの人の評価でありまして、そのとおりであれば大変幸いだと思います。

29ページは、これはチェルノブイリ博物館に展示されているもので、この真ん中の2枚の文書は事故の当日に現地からキエフの政府に届いた事故を知らせる通知ですね。それで、キエフが汚染される可能性があるということを警告しているものですが、これが公開されなかった。新聞がありますが、これは3日後の新聞でありまして、赤いマークをしたところがチェルノブイリの事故を知らせる報道記事ですが、これは一面ではないんです。5月1日のメーデーは普通に行われたということで、極めて国民への情報伝達がなされなかったということで問題が大きかったわけです。この博物館ではそのことを大変強調しております。この博物館は政府の博物館ですけれども、かつてのソビエト連邦政府とは違うということかもしれません。

30ページ、今回の調査で考えたことをまとめて申しますと、チェルノブイリに学ぶというときに試行錯誤から学ぶということが大事であって、向こうでやったことのすべてが間違っていたわけではないし、すべて正しかったわけでもないわけですね。そこが大事だと。それから、違いを踏まえること。地政の違い、農業の形態の違い等もきちっと踏まえないといけない。それから、25年前にはなかったものがいろいろあるんですね。何よりも知識がある。それから、いろんな測定機器等もあります。医療も発達しております。その違いもあるということです。彼らに25年かかったことを私どもが25年かける必要はないということです。それから、25年後のチェルノブイリと今の福島を単純に比較するのも妥当ではないということも言えると思います。先ほど避難の規制値、基準についても順次下げていったと。これはALARAの原則に従ってこれやってきた。日本でもそのようになると思います。今20mSvですけれども、だんだん下げていくということですね。こういうことを行うことになる。比較するときにチェルノブイリのどの時点の数値と比較するかということが

問題で、これは食品の規制値の場合には特に重要でありまして、次の31ページは1986年から91年までソ連邦時代の飲食物の摂取の規制値です。それで、上から3つ目がDrinking waterになっております。1986年5月6日、4月26日の事故の直後は3,700ベクレル、飲料水ですね。これがその月末、5月30日には10分の1の370ベクレルまで下げたということですね。その後、翌年の暮れに18.5ベクレルまで下げたと、こう下げていっているわけです。今、日本の飲料水の規制値は200ベクレルでしたよね。これから下げていくということになっておりますけれども、どの時点の数値と比べるのか。比べることが妥当であるかどうかというのは別の問題ですけれども、もし比べるとすればどれと比べるかということになります。

32ページは、今現在の食べ物の規制値をEUとベラルーシとロシアとウクライナを比較した表でありまして、子供の食物、ミルクもありますけれども、これで見るとEUの場合は370ベクレルですね。ベラルーシは10分の1、子供については37ベクレル、ウクライナが40ベクレルということです。相当厳しい値をとっております。それで、なぜEUと比べてウクライナやベラルーシはこんなに規制を厳しくしているのかと質問をしてみました、その答えは、要するに地産地消なんだと。国内の農産物を我々は食べているんだということで、だから厳しくしないと安全でないという説明でした。EUあたりは割と輸入食品なんかが多いので、そんなに厳しくしなくても大丈夫だというのが向こうの説明でありました。もしそのとおりであれば、日本みたいに食物の自給率の低いところはより安全だという話になりますけれども、そういう説明であったというわけです。

できるだけ日本も早くベラルーシ、ウクライナ基準まで下げていく努力をしたい。EUと比較しているのであれば、現状で大丈夫だと思うことになりかねないというふうに思います。どこと比較するかということが問題になろうかと思えます。

最後に33ページ、福島でこれから何をすべきかということで、これはチェルノブイリを調査した結論ということになります。1つはとにかく汚染地図、マップをつくるのが基本的な前提であるということです。今、地元に戻れるのかどうかということが問題になっていますけれども、例えば双葉町へ戻れるか、大熊町へ戻れるかとか、そういう大雑把なことを言っていてはだめなのであって、大熊のどこそこのどのあたりはどうだということまできちっとやっぱり詳細な地図をつくらなければいけない。農業についても同様ですね。

次のページの34ページを見ていただきますと、これは福島大学の小山良太准教授が中心になって農協なんかの協力で作っている汚染地図でありまして、これは伊達市の小国とい

うところでは、この間、セシウムが基準を超えてしまった米の産地の一つですけれども、この赤く囲ったところは政府が公表している、これは航空機を使った測定だと思えますけれども、こういう面積でしか上空から測定できないんですけれども、実際に足で歩いてみると、この1つのマスの中でも随分違うわけですし、日本の場合には農地の形態、森の形態も違います。日本はこういうところではそうですけれども、山が迫っていて、そこに畑や田んぼがありますから、幾ら畑や田んぼを除染しても、周りから水が流れ込んできて山林の表面にあるセシウムがやっぱり入ってきてしまうんです。だから、山の迫った田んぼや畑については注意しなきゃいけないということであって、そういう細かい中で一筆一筆といいますか、田んぼ一枚一枚ずつの測定をしないと対応ができない。大雑把な測定をやっていて、どこかからセシウムが出てしまうとその地域全体がもうだめだということになってしまうわけであって、今回の汚染米はこういう細かい地図をつくって、ここはやめておこうとしておけば防げた可能性がある。ということで、それをぜひお願いしたいと思います。

次のページの図はブリャンスクですけれども、左上の地図がこれは1986年の汚染です。事故が起こったときはこうだったと。右下の図は70年たったならこうなるというわけです。これ10年ごとの地図がずっとつくられております。これは学校にも置いてありまして、私は学校にこれが置いてあるというのは意味深だと思います。子供たちが例えば20歳になったらこうなっていると。50歳になったらこうなっていると。気の長い話ではありますがけれども、その地域の将来を考えるとときには、こういうスパンで将来ビジョンを描いていく必要があるといいますか、そう考えざるを得ないといいますか、これは除染はしないで自然の減衰を待つということになっていると思いますけれども、70年でもまだ赤いところは残っていると見ることもできるし、かなり右のほうは薄くなるよと見られるわけであって、こういう地図もいずれは日本でもつくっていく必要があるのではないかと思います。

それから、33ページに戻ります。継続的な学術交流です。私どもはわずか1週間ぐらい回ってヒアリングしてきただけです。向こうでもいつも時間切れ、時間切れで消化不良のままお互いに分かれたわけです。ベラルーシ大学が福島大学と交流したいという話で、今手続を進めております。これから継続的な学術交流をウクライナの大学ともやりたいなと思っておりまして、またじっくり話が聞けるようにしたいと思っております。

それから、資料の収集・整理ということで、チェルノブイリの事故に関しては、私どもと同じように随分いろんな世界じゅうから研究者などが行っているわけです。あそこに行けばこういう話が聞けるということで、大変便宜を図ってもらっているわけですけれども、恐ら

く福島でもいずれ遠からず世界じゅうからいろんな人が来るということになると思います。そのときにあそこに行けば基本的な資料はそろっている、ちゃんとした話が聞けるというような情報拠点をつくる必要があると思っております、今私は福島大学の中にそういう資料室を何とかつくりたいかと思っております。チェルノブイリ関連の情報を収集すると同時に、福島事故にかかわる、今も渦中にあるわけですけれども、非常に混乱していますからね。自治体、県も市町村も大変な状態になっておりますので、今のうちからきちっと継続的に資料を収集しておかないと追いつかないだろうと思います。

一番最後のページにキエフのチェルノブイリ博物館の写真を載せておきました。これは向こうの内務省がつくったものだそうですけれども、こういう建物をつくるかどうかは別としても、やっぱりきちっとした情報収集をする機関をつくって、そういう場所もぜひ設けなければいけないだろうと。チェルノブイリの教訓を私どもはやっぱり学ばなければいけない。これからは福島の教訓を世界じゅうが学ばなければいけないということになると思いますので、福島にぜひそういうものをつくらなければいけないと思っております。

随分時間を超過して申しわけありませんでしたが、これでも随分短縮してお話をしました。以上でございます。

(近藤委員長) 大変貴重なお話、ありがとうございます。それでは各委員、ご質問、ご意見をどうぞ。はい、鈴木代理。

(鈴木委員長代理) ありがとうございます。大変貴重なお話、これは報告書が出る……。

(清水副学長) 今つくっております、今現在つくっている報告書はとにかく聞いてきたことを忠実に再現するということですね。評価とか分析とかそれはさておいて、30人も行っていますから、いろんな評価分析はあり得るので、とりあえずヒアリングしたことを正確に再現したいということで、1月中には何とかまとまると思います。

(鈴木委員長代理) 向こうの住民の方々の生の声というのはどうだったのかなど。NPOの方ともお話しされていますが、日本と全然違うので一方的に国のやり方で村がなくなっちゃったと、そういう話とか、それからやっぱり帰ってきたい人たちと移住した人たちの差とかその辺がどうなのか、もし聞けたらお伺いしたいのと、それから、福島でも発表されていると思うんですが、福島の住民の方がこの出張報告を聞かれてどういう反応というか感想を持たれたのか、教えていただければありがたいです。

(清水副学長) 住民に関しては、一番最後にゼムリャキというプリピャチから避難した人たちのサークルのような、お互いに助け合おうということだと思いますけれども、そういう団体

と交流をしました。いろんなことを言っていました。短時間だったもので、4つに分かれまして、お話をしたんですけれども、いろいろとおっしゃっていました。1つはおばさんですけれども、就職に苦労したという話が出ましたね。先ほど仕事の面倒は国が見てくれると申しましたけれども、農民の場合は恐らくそうなったと思いますが、プリピャチは発電所の従業員の団地ですよね。高層団地です。そこから避難してキエフのやっぱり高層団地のようなところに移住しているようでありまして、そこでは就職に苦労したという話がありました。

それから、戻る、戻らないということに関しては、私の印象ではプリピャチに戻るなんていうことはもう考えていない。ただ、やはりまとまって避難したかったと。コミュニティを壊さずに暮らすようにすべきですよという言い方でした。

それから健康被害に関して、私は全然触れなかったんですが、これはもちろんいろいろと話を聞いてきました。それで、おおむね専門の研究者や医者の説明はIAEA、ICRPあたりあるいはWHOですか、公式のレポートに載っているようなものと一致しております。甲状腺の子供の疾患がかなり多かったと。それから白血病は懸念したけれども、特に出ていないと。その他の低レベル放射線の影響については確認ができるようなデータはないというのが公式のあれですけれども。それで、キエフではベラルーシと比べると、比較的言いたいことを言える雰囲気はウクライナにはあるようでありまして、結構違います。それで、朝日新聞に載っていたお医者さんです。向こうの学長をやっていたという、何ていう名前でしたかね。彼の話も聞きまして、心臓の疾患がやっぱり放射線の影響で出ていると。死亡率の有意な違いも確認されるということです。それから、住民の皆さんの間でも病気がちになっているとか、そういう言い方ですけれども、免疫力が下がるということになるんですかね。そういう形での漠然とした健康への不安というものは市民の口から漏れてくるということです。この辺は私どもとしては何とも判断ができないというのが正直なところですよ。

それから、この報告を福島でやった場合に質問が出てくるのは、どうしても放射能、この規制値の話が多いですね。チェルノブイリといいますか、ベラルーシ、ウクライナの規制値を取り上げて、日本は緩過ぎるというような議論はやっぱり出てきますし、チェルノブイリの要するに規制値をだんだん低くしていったという経緯についても、現にチェルノブイリの人たちは今でも苦しんでいるじゃないかと。だから、チェルノブイリよりも厳しくすべきだと、そういうような指摘も出てきます。

あとは、農業については農協関係の人が随分農業団体で報告していますし、小山良太は農業経済系ですから、先ほど言った小国のマップなんていうのは随分注目されていまして、こ

ういうことをできるだけ早くやりたいと。ただ、これをだれがやるのかということが問題になりますよね。東京電力にやらせるというようなわけにいかない。市町村が自分でやれるのかということについても限界がありますから、農協だの農民自身がやっぱり行動しないとこういうものはできないというような、そういう話が持ち上がります。

(近藤委員長) では、秋庭委員、どうぞ。

(秋庭委員) ありがとうございます。私も住民の生の声をぜひ伺いたいと思っています。私自身も毎月のように福島に行ったり、先週も実は会津若松へ行って大熊町の方といろいろお話ししました。今も健康不安ということが出ましたが、つまり健康に対する不安やこれからの生活の不安、それから子供たちへの影響への不安などいろいろ不安を持っているために精神的に落ちつかないという方が多いように聞いています。チェルノブイリでもやはり同じように精神的なケアということも何かなされたのではないかなと思います。日本でもこれから重要なことの一つが避難なさっている方の精神的なケアだと思いますので、そこはもし何か伺っていらっしゃったらぜひ伺いたいと思うことが1つです。

もう一つは、先生から子供たちが身近な場所で自分ではかって自分で納得の仕組みをつくるのが肝要と今伺いましたが、やはり学校を通じて私も子供たち、そしてその親に対してきちんと放射線教育をしていくことが重要だと思っています。チェルノブイリでもやはり子供たちへの放射線教育がなされていると伺いました。この放射線教育は教師がしていると思いますが、その教師への放射線教育とか、放射線教育をどのようにしているのかということももう少し詳しく教えていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

(清水副学長) 精神的なストレスのほうが実際の放射線による実害よりも大きかったという評価はチェルノブイリでもありますよね。それは相当なものがあつたと思います。今どうなのかということについて言えば、健康の追跡調査をやっていると。これはウクライナでしたか。150万人が対象になっているということでありまして、私はあえて質問したんです。福島では今、問診票を配ってやっていますけれども、なかなか書くのが容易でないし、本当にちゃんとできるのかという疑問がありますから、この健康調査というのは完璧にできているかと質問したら、できていますよと。自信満々でしたね。もう徹底的にやっていますからということでした。それが一つの安心材料といいますか、説得材料になっていると思いますし、それから、先ほど言った学校などを通じて日常的な放射線との付き合いですね。低レベルの放射線との付き合い方という点で私は非常に教訓が多かつたんですよ。やっぱり放射線から逃げることはできないと。どうやってつき合っていくといいのかということのできるこ

をやるということしか多分ないと思います。

放射線に関する情報、それから教育のシステムに関しても、ちょっとその分野の担当から話は聞きました。ちょっと今、手元にはないものですから、それは報告書で紹介されると思います。向こうからいろいろとデータをもらったんですけれども、ロシア語なものですから、私はロシア語がわからないから、一応英語の部分だけ何とか紹介することができたんですが……

(秋庭委員) では、また報告書を拝見させていただきます。

(清水副学長) ロシア語も必要であれば翻訳してもらって、これ国がお金をつけていただくとありがたいんですけども、それからもう一つ、精神的なケアという意味で紹介したいのは、ベラルーシで全国9カ所にサナトリウムを設置しています。写真を持ってくればよかったですけども、汚染地域に住んでいる子供たちは今たくさんいるわけですから、年に24日そこに連れてきて勉強して伸び伸びと生活をさせるということを国がやっているその施設の写真なんかレポートには紹介されておりまして、これは日本でもできる。今現にいろんな人がやっていますけれども、これをちゃんと施設をつくってやるということ……

(秋庭委員) 夏休みに北海道とか、いろんなところで受け入れました。

(清水副学長) そういうことです。

(秋庭委員) ありがとうございます。

(近藤委員長) 大庭委員。

(大庭委員) きょうは本当に貴重なお話、ありがとうございます。

チェルノブイリから学べることも多いとは思いますが、それはもう非常によく認識したんですけども、他方でチェルノブイリとは相当違う条件というのが福島にはあるんだなということも改めて認識をした次第です。2つ違う点があると思います。やはり統治のシステムが全然違うということです。当時の特にソ連の一部であったウクライナ、ベラルーシと、それからこの多元的民主主義国家の日本とでは随分違って、その統治のシステムが相当違う中でどのような教訓を酌みとるのかというのは非常に難しい問題だと思います。

福島で考えなければいけないことという調査のテーマというこの6ページを見ますと、多分ここで考えている前提というのは、福島においてコミュニティを再生するためにどうしたらいいのかということが多分底流にあるんだと思うんです。そうすると、この統治システムの差というのは相当違いがあって、やはりここは23ページの住民の移住というところ、ここが全く違うということでありまして、このあたりについてももちろん分析はまだだというこ

とでありますけれども、先生のお話だどこまで違うというときに、統治のシステムに関連して、福島でコミュニティ再生のために一番必要なことは何だというふうにお考えだろうかというのが、ちょっと難しいと思いますけれども、大きな質問です。

それからもう一つ、チェルノブイリと福島との大きな差というのは、放射線への認識というのが随分違うという印象を受けました。先ほど秋庭委員からも現在の放射線についての教育の質問がありましたが、私はむしろこのチェルノブイリが起こる前の教育がどうだったのかということが気になっています。事故が起こった後で一生懸命教育をしても認識が変わるかという話がありまして、その以前にどのような教育をこのあたりの人々にしていたのかということについて、もし何か情報がございましたら教えていただきたいと思います。

(清水副学長) 統治の違いについて言えば、地方自治体がどうなのかということが私は1つポイントになると思っていて、コミュニティといっても自然の集落というよりも地方自治体が存続できるのか、再生できるのかということが問題だと思っています。今のところ地方自治体は解体しないで存続しているわけです。住民が出ていっても、役所も出ていっていますけれども、まだ存続しております。ただ、住民が戻れるようになるまで何年待てるかという調査をいろんなところでやっていますけれども、大体2年から3年が限度だという人が多いんです。つまり2年、3年たてばもういつまでもアパートや仮設にいるわけにいかないし、就職もしなければいけないということで、就職してしまえばもう戻らないというケースが多くなってくる。ただでさえ若い人が今の時点で戻れないと言っている人が多いわけですから、そういう中でどうしたら地方自治体というものを維持できるかというときに、まずは先ほど言いましたように、細かい汚染地図をつくって、地方自治体単位でゼロか100かではなくて、地方自治体の内部のいろんな地域ごとにどういう土地利用が可能なのかということの詳細に検討していくということが1つ。

もう一つは、これはなかなか口に出しにくいことですが、合併ということの一つの活路にする可能性はあるんじゃないかと。つまり大熊、双葉、富岡、楡葉という原発のある4つの町一つ一つとってみると、大熊や双葉はもう自治体として存続できないのではないかとということになったとしても、双葉郡全体で見るとそれなりに住める、あるいは仕事ができるというところはかなりあるわけです。日本の場合には全国土がすべて市町村で埋め尽くされていますよね。だから、自治体が移転しようとしても、どこかを割かないとできない。しかし、ベラルーシなんかの場合にはそうでなくて、国が直轄してといますか、そういうところがあるみたいでして、そういう意味で丸ごと移転するというのも向こうでは可能なよ

うですけれども、日本ではそれができないわけですから、ほうっておけば雲散霧消で維持できなくなって解体、消滅ということになりかねないんですけども、合併ということであれば消滅ではありませんので、新たな自治体をつくる形で再編成をして、そこで新しいコミュニティを少し広域的に再構築するということは可能なんじゃないかと。丸ごと外に新しいコミュニティを国の支援でつくるという方法もあり得ると思いますけれども、それだけではないだろうなと思っています。そこがポイントだと思います。

それから、事故の前の放射線に関する認識についてですけれども、向こうの国は大雑把ですね。20年前に行ったときも物すごく大雑把なので驚きました。原発そのものが大体チェルノブイリの原発のタービン建屋はガラス窓です。行ったことありますか。前に行ったときは、ガラス窓があいていて鳥が飛んでいたり、信じられない光景がありましたし、まるで町工場のような雰囲気です。日本とは全然違う、大平原の中にぼつんとあるわけですからね。それがやっぱり大陸的な感覚なのかなと思ったりしました。放射線についても恐らくはかなり大雑把だったろうと。今回行って見たときに、事故の当時は、ソ連には放射線医学なんていうものはほとんどなかったとおっしゃっていました、向こうのお医者さんですけれども。だから、日本の広島、長崎の経験をやっぴり学んだんだと。日本の研究者に対しても感謝の思いは随分表明されておりました。そういう言葉に象徴されるのが当時の現実だったのかなと思っております。

ですから、リクビダートルという現場の処理に当たった人は何十万人もいますけれども、軍人とか消防士とか、あるいは駆り出された人たちですけれども、ろくな防護もしないで作業していたという光景を見れば、その辺は非常に大雑把だったのではないかと思います。

(大庭委員) 非常に興味深い話、ありがとうございました。

(近藤委員長) それでは、尾本委員。

(尾本委員) 大変貴重な話、ありがとうございました。3つほど質問したいんですけども、1つは14ページに表土除去をすると肥沃度が低下すると。これは日本では農水省の実証試験で表面を5センチ剥ぎ取るとかそういったことが効果的だということをされているんですが、実際、農水省とお話するあるいは農業者と話をして、この問題は日本とベラルーシあるいはウクライナとは事情が違うから、この2番でおっしゃっていることは直接日本には適用されないとお考えなのかどうかというのが第1点。

それから、2つ目は25ページの記述で、リスクの97%は内部被ばくというふうに、これはベラルーシでの回答だということですが、例のチェルノブイリフォーラムでは年間1m

Sv以上の居住者ですね。汚染地での居住者の被ばくはおおむね半々というか、むしろ外部被ばくのほうが多いというレポートがチェルノブイリフォーラムのレポートで出ているんです。それからすると、なぜ97%内部被ばくという答えがあるのかなと思って、これは要するに何もコントロールしないと、あるいはキノコなんかをいっぱい食べたりするということだから、食物摂取のコントロールをすることに意義があると、そういうコンセプトでお答えになったのかなということなのですが、もしそれがわかれば。

それから、3番目はご専門の財政学という点で、ベラルーシはかなりの財政支出が除染に当てられている。除染あるいは復興に当てられている。もちろん国の中の県である福島と比べるのは、要するに余り意味がないことかもしれませんが、その財政という点で福島とベラルーシを例えば比べると、どんなことが際立っているのか、もし何かありましたらと思います。

(清水副学長) 農業をどうするかということに関しては、まだこれからだと思っております。

日本とベラルーシの違いについていえば、まず汚染の広がり度合いが随分違うんです。それで、地図上の広がり方と、あと地形の違いで日本の場合は山が結構ありますので、汚染地帯が全部農地ではないですから、比較的特に阿武隈山地の農業という点でいえば、面積そのものはそんなに広大ではないということです。それから、表土をはいだ場合に、日本だって5センチぐらいはいでしまったら相当肥沃度は下がると思うんですけども、日本の場合には、そこに新たな土を入れるということは可能だと私は思います。それほど広さではなからうという意味で、それも私は可能じゃないかと思っております。

ただ、農業について言えば、先ほどちょっと言いましたけれども、お金の問題がどうしても出てきます。飯館村を例にとって言えば、飯館村の年間の農業生産高は17億円ぐらいです。飯館村の除染に幾らかかるか。農業だけじゃないですけどもね。1,000億円単位の数字が上がってきておまして、だから、例えば農地の除染に数百億円かかるあるいは1,000億円ぐらいかかると。農業生産高は17億円であると。それで、若い人は戻ってくるのかと。農業、農家の担い手は高齢化していますから、後継者が来なければ除染した農地で農業は行われないう事態が場合によってはあり得るわけであって、そういうことをいざやっぱり議論せざるを得ない時期が来るだろう。だから、農業について言えば、除染そのものの技術的な問題と、それからコストの問題と担い手の問題と、この3つがクリアできないと農業の再生というのは難しいということが言えると思います。

それから、内部被ばく、外部被ばくについては先ほど言いましたようにわからないんです。

97というのは余りにも極端なので、おっしゃるような意味かもしれない。ただ、プルトニウムやストロンチウムなどが絡んでそういう言い方になるのかもしれない。ここはもう少し確認したい。先ほどおっしゃったのはチェルノブイリフォーラムという公式のあれですか。これはどこが……。

(尾本委員) 3カ国、つまりロシア、ベラルーシ、ウクライナ3カ国と、それから国連の8機関、IAEAとかWHOとかが一緒になってチェルノブイリフォーラムというのをつくって、2005年まで95年ぐらいからですかね、10年ぐらいやって報告が出ていまして、2006年に報告会が開かれたんです。私、そのときにIAEAにおりましたので、レポートを読んでいるんですが、たしか半々ぐらいだと。むしろ外部のほうが多いんだと。それはこの37キロベクレル/スクエア平方メートル、だから1mSv/yearですかね。1mSv/yearを超える場所に住んでいる人たちというカテゴリーですね。

(清水副学長) なるほど。そこでの被ばくの現状ということですね。これはちょっと何とも私は今判断できません。そういうことであれば、そのとおりにんじゃないかと思います。それで、どういう文脈でこういう数字が出てきたのかというのは、改めて報告書の中で確認したいと思います。

それから、財政的なことは調べておりません。レポートではこの除染というか、除染よりも何でしょうか、補償とかその他のコストで数年分の国家予算が消費されたというようなことは言われておりますし、ソ連邦が崩壊した一つの要因がこれだったという話も聞かれますので、相当な負担だったということは間違いありません。ついでに申しますと、ベラルーシの政府の人に、この事故はウクライナで起こった事故であって、ベラルーシは原発を持っていませんので、一方的に被害者の立場に置かれている。旧ソ連時代はともかくとして、1991年以降、別の国になった段階で被害補償の負担はどうなっているんだ。ウクライナに負担させていないのかと聞いたら、いや、それはないと言いました。ベラルーシの被害についてはベラルーシ政府がすべてやっているということで、そこは、前は一緒の国だったんだからという割と大らかな、鷹揚なといいますか、そういう回答でありました。

(近藤委員長) それでは、私から一つ二つ感想めいたことを申し上げます。まず、先日、政府は、低レベル放射線の影響についての専門家ワーキンググループが公開討議の結果を取りまとめてレポートを出しまして、それで、その中で今後福島において行うべきことに関していろいろな提言をしているわけですが、リスクコミュニケーションの問題とか身近に測定器を配置する問題とかきょうお話を伺いました幾つかの点は、それに盛り込んだのですけ

れども、お話を伺って、改めてそうした取組の重要性について臨場感を持って確認させていただいた気持ちがいたします。

それで、低レベルの放射線のリスクは被ばく線量の積分値に比例して大きくなるとされているのですが、皆さんの関心はさっき言及されたように  $1 \mu\text{Sv/h}$  の線量率をどう考えるかという質問に象徴されるように、どうしても現在の線量率が関心をよぶ。国としては生涯線量を  $100\text{mSv}$  以下に管理できれば、有意なリスクの増加はないという専門家の見解を踏まえて、現在、 $20\text{mSv/year}$  の線量率のところであれば、これからの除染努力の積み重ねで、そこにずっと居住されても生涯線量をその程度にできると考えて、移転されなくても大丈夫ですよとしているわけです。もちろん、実際には、この線量自体、保守的なモデルで評価していますから、お住みいただいているところでの年間線量が  $20\text{mSv}$  を超える方は恐らく  $1\%$  もいないだろうとは思いますがけれども……

(清水副学長) うちの学生でこの間測定しました、1週間何十人か。大体年間にして  $1\text{mSv}$  前後ですね。

(近藤委員長) ですから、年間  $20\text{mSv}$  で線を引いているのはトータルとして生涯線量が  $100\text{mSv}$  にならないようにという取組の一環なんですけれども、チェルノブイリの実情を視察してきて、あそこでは年間  $5\text{mSv}$  という数字を境目につかっているから、福島でもそうしたい、そうすべきだとおっしゃる方がいます。向こうはたしか  $1990$  年代はずっと年間  $25\text{mSv}$  でしたよね、だから、生涯線量は既にかなり  $100\text{mSv}$  に近くなっている、あるいはもう超えているかもしれない。となると、これからどうしようかとなれば年間  $5\text{mSv}$  なり  $1\text{mSv}$  を参考値にするという選択が生まれざるを得ない、あるいはそうするのが合理的な選択になる。そういうスタート台に違いがあるということをなかなか適切にお伝えすることができなくて不安をお感じになられている方がおられること、私としてはもどしく思っていることです。このところは今後非常に重要なテーマであるなと思いました。

もうひとつ、4ページの人口動態あるいは帰還の意志のグラフは非常に重要な問題の存在を示していますね。戻る気がないという返事をされる若い人が戻る気になる方策はないのか、除染することは必要ではあっても全然十分条件になっていないという状況で何を指すべきなのか、コミュニティ再生ということでもいいのか等、人の心におきたパラダイムシフトを元に戻すことができるのか、議論の主体をどうするのかから始めて真剣に議論されなければならない、そういうご負担をおかけしているなと思いました。

最後に、こうしたことを進めていく責任は国にあるとしても、現場でそうしたことを進め

ていく担当者として国が最適かという、おそらくそんなことはないでしょう。国に責任があるということと問題ごとに最適の担当者があるにちがいないので、その人に張り切って働いていただくこと、この間をうまく関係づけることが大切だと思うのです。我が国は、国が計画してあつちはあなたが行きなさいという指示ができる国じゃない、やっぱり住民自治が原則なわけですから。そのところ、環境省の皆さん、これから大変苦勞されることになると思うんです。私としては、ここについては国、自治体、住民の皆様が協議し、合意していくプロセスを用意するしかないと痛切に思っているんですけども。そこについて、例えば福島大学がそういう場を提供したり、仲介者になるとか、あるいは何かそういう仕組みについてお考えがあれば、お聞かせいただくと大変ありがたいと思う次第です。

(清水副学長) 被ばく線量の規制値については、やっぱり地元のほうではなかなかおっしゃったような説明をしても、心理的に受け入れがたいものがある。それは今度の事故の持っている理不尽な性質というのがあります。東京電力の原発だというようなことも一つありますし、安全だ、安全だと言ってきたのにこういう事故が起こったということですね。それから、実際に低線量の被ばくの場合には、結局のところ自分がそういう被害を受けたかどうかというのを確認されなくて終わるだろうと。何か気持ちの悪さというのがありますね。被害者なのに被害者と認定されないというところがあります。ほかにもいろいろありますが、とにかく余計な被ばくはゼロにしたいという心理的な気持ちが強いものだから、なかなか専門家の言うことをすんなりと受け入れられないというこれは心理的な問題が非常に大きいと思います。

ALARAの原則というものです。こういう緊急事態においては一定やっぱり規制を緩めた上で徐々に戻していくというような発想が私は合理的だと思っていて、こういうことが起こった以上はそれでやるしかないと思っていますけれども、なかなか受け入れがたいものがある。これはウクライナやベラルーシでも全く同じだったという話は聞きました。つまりゼロでなければ嫌だという思いというのはやっぱり当然ありましたと。それは時間をかけてだんだん理解されていったという説明、だから、時間がかかるのかもしれないと思いました。

何より私が申し上げたいのは、情報のオーソリティが一日も早く確立しないといけない。政府の言うことでも信用できないというよりも、政府の言うことだから信用できないという本当に悲劇的な状況になっていますので、何とか回復したい。そのときに地方自治体がどれだけ信頼を取り戻せるかというのは大切だと思っております。それで、対処する際の責任という先ほどのお話でも今自治体は頑張っています。県はもう本当に戦場のような状態、いまだに。市町村はもうかなりばらばらになって、どうしていいかわからない。そこにいろんな

実は除染業者みたいなのが入ってきて、これはどうだ、あれはどうだというようなことです。

それから、研究者、いろんな大学が調査に入って何遍も同じようなアンケートをやらされて、そういう状況に置かれているんです。どこかで整理しないといけないと思っていて、そのときにやっぱりかぎを握っているのは地方自治体なり地元の研究機関、大学などだと思っています。市町村がとにかく頑張らないと、この汚染地図なんかもつukれない。ただ、市町村にそれだけのお金と人的な資源があるかといえば、なかなか難しいわけですよ。だからいろんなブローカーみたいなのが入ってきてということになっていると思うので、そこにぜひ国の力で秩序を持ち込んでもらいたいと思います。予算的にも人的にもそれをぜひやってもらいたいと思います。

(近藤委員長) 人的というのが一番難しいですね。信頼される専門家を動員しないと。

(清水副学長) そうそう、やっぱり専門家でないと……

(近藤委員長) 沢山の専門家の皆さんに、地元の皆さんの心配に寄り添って活動することをお願いしているのですが、実際に動いてもらうのは難しいですね。

(清水副学長) かなり個人的な、献身的な人の努力に負っているところが多いんじゃないのかなと思います。

それから最後に1つ、低レベルの放射線と上手につき合うということが必要だと。そうせざるを得ない状態になっているんですけども、余り上手につき合ってしまうことのリスクというものを私感じていまして、なれてしまうということですね。向こうへ行ってショックだったのは、ベラルーシは今原発を持っていないんですけども、原発をつくることを決めたんだという話です。それから、ウクライナは今14基持っていますけれども、13基増設する計画があるということです。ゼムリャキというプリピャチから避難してきた人と話をして、原発について賛成なのか反対なのかと聞いてみると、必ずしも反対ではないんです。そこはやっぱり分かれるような状態がありまして、あれだけの事故を起こし、あれだけの被害を受けたにもかかわらず、懲りていないというような印象があります。確かにああいうことは忘れてしまいたいという思いは私にもあります。ただ、忘れてしまっ、ではまた原発でと、そういうことになっちゃっていいのかと強く思いました。なれてしまうことの逆の怖さみたいなものを感じて、それはある意味では大変ショックでした。

(近藤委員長) よく考えてみたい大事なご指摘だと思います。それでは、先生には大変お忙しいところ、大変貴重なお話をいただきまして、また、私どもの質問にお答えをいただきまして大変ありがとうございました。これで、この議題、終わりたいと思います。どうもありがと

うございました。

それでは、その他の議題、事務局何か。

(中村参事官) 事務局は特段に準備してございません。

(近藤委員長) はい、それでは、各委員の皆さんから何か。

よろしいですか。それでは、私から1つお話ししたいことがあります。先日、ある新聞記者からお手紙をいただきまして、過去の原子力政策大綱策定過程に関して、非公開で事務局が聞いた政治団体の意見に影響されたのではないか、この質問に期限までに回答しないなら、その旨記事にするとかあったんです。私は、事務局に対して、いつもいただく国民からのご意見、ご質問と同じように処理するようお願いしたところですが、ただ、原子力委員会の意志決定、政策決定過程については、ここで折に触れお話ししてきたつもりなんですけれども、こんな質問を受けるのは説明が不足している故かと考え、この際、今一度ご説明させていただいたと考えたのです。

まず、原子力委員会は、委員会設置法にありますように、所掌事項に関する決定は合議によることにしています。したがって、委員会の任務である原子力の研究、開発、及び利用に関する国の施策等を審議し、決定するのは、公開で行われる定例会議と時折行う臨時会議の2つの会議ということになります。ただし、公開することが公益にかなわない機微情報を扱う議題及び人事にかかわる諮問への答申については非公開で審議し、決定しています。現在も、原子力防護のワーキンググループはしばしば非公開で行っていますし、法定で閣議決定に付されるものや人事案件の諮問を事前にいただくところ、これも非公開で審議してきています。

で、この会議を行うときには、あらかじめ議題と日程を公表して、各委員には事前に会議資料が届くようにしています。米国の原子力規制委員会、NRCの運営規則を見ると、1週間前に届くこととなっていますが、私どもは、毎週火曜日に開催していますので、そうはいかず前週末にはお届けするようにしています。そして、この手続を踏まないで3人以上の委員が非公開で集まって当面の課題の審議をすることはなしとしています。公開の原則を踏まえて、会議の議事録を通じて、どういう経過で議題について決定に至ったのかを国民の皆様が追跡できるようにしているのです。それでは委員会決定とか見解の原案はどのようにつくるかといいますと、それは事務局がそれまでの定例会議での当該案件に関する議論を踏まえて起案して、各委員の意見を聞いて修正したものを資料として用意することになっています。ですから、しばしば定例会議で原案の修正が行われることになります。

では、予定された公開の会議以外では、委員が3人以上で集まって議論しないのかといいますと、答えは、はい、そのとおりですということになります。でもその辺で3人そろって食事をしているのを見かけたが、ということになりますので、3人以上が集まる際のルールを定めています。いま申し上げたように、集まっても委員会決定事項に関する議論をしないこととした上で、集まっていいのは、第一には食事とかのインフォーマルな会合の場合、第二は、内外の公人、自治体の皆さんとかが原子力委員全員にぜひ会いたいといわれたときに、それぞれの部屋を回ってくださいとお願いするべきなのかもしれない、アメリカのNRCはそうしているんですが、私どもとしては、在室の委員にお集まりいただくことがあります。そういう儀礼的な場合。第三は、情報交換、つまり、会議の日程とか議題の調整、それから会議資料をどうするかなどを事務局と相談したり情報共有したり、英語ではビッグピクチャーと言いますが、原子力政策に関する全体像や内外情勢について内外の専門家と意見交換したりする会合。これは打ち合わせ会といって毎週持つようにしています。

最後に、委員の対外発言についてです。政党や学術研究団体、それから報道機関の皆さんから原子力政策に関する勉強会とか研究集会に講師として来てくれないかというお話をいただきます。これに対しては原子力政策の説明責任を果たす観点からなるべくお受けすることにしてあります。委員会を代表する委員長としては、それを引き受ける義務があると思って、なるべくお付き合いするようにしているんですけども、もちろん各委員にも分担をお願いしています。事務局に行ってくださいともあります。なお、講演の場合には、原稿を事前に用意して委員や事務局にレビューしていただき、講演後は委員等の発言としてウェブサイトに掲載するようにもしています。

以上が委員の間で申し合わせていることです。これらは運営内規にいれるべきかとも考えましたが、これは、私どもの方針ということですから、委員と事務局の申し合わせでいいのかなと思っているところです。各委員で何か補足いただくことやご意見がありましたら、どうぞ。

はい、鈴木委員。

(鈴木委員長代理) それでいいと思うんですけども、私が思っているのは、公開、非公開にかかわらず記録をどこまでとるかということはまだイシューとしてあるかなど。説明責任はそのときの説明責任ももちろんですけども、未来の時点で、過去のその時点では非公開であったとしても記録として残しておくということは必要な場合があるかなど。その辺をどうするかというのはちょっとまだルールとしてははっきりしていないかなど。今後検討すべきじゃないかなと思っています。

(近藤委員長) そうですね。いま申し上げた通知のない会合についてのことかと思いますが、これ、食事は別として、原則として事務局員も同席しますから、記録はできますし、実際、情報共有ということで、これまでも外国人の来訪の場合などは、読み捨てのメモが配布されることもありますね。打合会については、事務局ということで経産省その他にきていただいて、関連する所掌事務に関する意見交換を行うこともある。閣議決定の前にこういうことを閣議決定するんだということについて事前に説明をいただくこともある。これを公開されることが前提になる記録として残すのがいいのか、なかなか微妙だけれども、いわゆる議事録でなく、議事概要ということであれば、あってもいいも知れませんね。昔は委員会月報にのせていたのかな、会合があったということがわかるだけのメモでしかないのですが、作ったこともあったようですね。なんのためにということで、一年経ったら公開するとか、扱いを決めないといけません。

(尾本委員) 要は密室で意思決定しているんじゃないかと、こういう疑いを持たれるということに対して、いや、そうじゃないんですよということですが、恐らくは外から見ると、委員会決定という文書を事務局が出してきて、これで皆さん、異議ありませんと、こういうようなケースが多いんですけれども、ではその意思決定過程はどうなっているんだろうと。意思形成過程はどうなっているんだろうと、こういうことですが、実際のところ事務局が文案をつくって、そしてEメールベースでやり取りをするあるいはいわゆるプレジビナリーな情報に対して委員がそれぞれ勝手に意見を言うというようなことを通じて、次第に形成されているというのが実態だと私は思っているんですが、そこが密室でやることとは違うんだということをご理解いただけるといいかなと思うんです。

(近藤委員長) 委員会決定は、そういう作業を事務局と委員長でやりましたとって案を紹介した上で、ご議論いただいてきているつもりです。ですから、会議において、自分はこういうこととこういうことが重要と考えるところ、そういうことが反映されているので原案に賛成しますということをおっしゃっていただくこともあるし、気になるところありと発言されて、修正されることもあったと思います。

今、私、アメリカのブルーリボンコミッションの会議をフォローしているんですけれども、報告書はどうも事務局が書いている。で、会議では、必ずしもここの意見が全部反映されるコンセンサスレポートではないなんて議長が平気で言っているんです。公開と言いながら、立派な事務局が仕事をしていて、それを最後に議長がコミッションとしてのスタンプを押すという手続でやっているんです。その間には電話会議などもやっているようです。

(大庭委員) メールなのでトレーサビリティがあるといえはあのかもかもしれませんが、というのはメールベースというのは、どうですか。

(近藤委員長) メールのやりとりを公開するなら、会議として認定することあるべしと思いますが、非公開である限り、メールでも議題については議論しちやいかんのです。

ありがとうございました。鈴木委員から、定足数以上の方が集まる場合については記録を残すことを検討してはというご提案をいただいたところ、否定的なご意見はいただかなかつたので、検討させていただくことにしたいと思います。

それでは、次回予定を伺って終わりにしましょうか。

(中村参事官) 次回は2012年の第1回の原子力委員会定例会になります。開催日時は1月10日火曜日、10時半からで、場所はこの会議室を予定してございます。

なお、原子力委員会では原則毎月の第一火曜日の定例会議終了後にプレス関係者の方々との定例の懇談会を開催しております。次回の1月10日が1月の第一火曜日に当たりますので、定例会議終了後に原子力委員会委員長室にてプレス懇談会を開催したいと考えております。プレス関係者の方におかれましては、ご参加いただければ幸いです。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございました。ことしは、福島のことを考えると、これで終わりなどとても口にできないんですが、カレンダーは我々を待たず過ぎていきますので、2011年の会合はきょうで終わりということなんです。

これで終わります。どうもありがとうございました。

—了—